

**「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正案
に対する意見及び考え方**

総論

意見	考え方
<p>意見1 25%という閾値を以って第二種指定電気通信設備制度を運用することは適切ではない。指定要件を見直さずに現行の制度を運用するのであれば、MNO間の公平性が担保されているかについて引き続き留意していくことが重要。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ <第二種指定電気通信設備制度の在り方について> 現在の日本のモバイル市場においては、25%程度のシェアしか持たない事業者については、市場支配力を持つとは言えないことから、25%という閾値を以って第二種指定電気通信設備制度を運用することは適切ではありません。 指定要件を見直さずに現行の制度を運用するのであれば、MNO間の公平性が担保されているかについて引き続き留意していくことが重要です。 (KDDI)</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日。以下「接続ルール答申」という。)で示されたとおり、二種指定制度の規制根拠については、現時点で考え方を変更することは適当でなく、二種指定設備に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p> <p>■ 接続ルール答申を受けて策定した第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「二種指定ガイドライン」という。)で示したとおり、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で、接続料の算定方法、アンバンドル等に係る考え方を示した同ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。</p>

第2 アンバンドル
4 注視すべき機能

意見	考え方
意見2 事業者間協議を実施している最中に「注視すべき機能」に位置づけることは極力控えるべき。	考え方2
<p>■ 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)において、パケット着信機能、IMEI 通知機能が「必要性・重要性の高いサービスに係る機能である」とされた点については、当社としても異論があるものではありません。</p> <p>一方で、当社は、パケット着信機能、IMEI 通知機能については、接続事業者からの要望を受け、接続約款に則り、現時点においてもまさに適切に協議を行っているところであり、このような状況下で「注視すべき機能」と位置づけられた場合、事業者間協議における自由な合意形成に支障が生じる可能性があることから、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にある通り、「事業者間の協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」観点からは、少なくとも協議を意図的に遅延させるなどの事態がない限り、協議を実施している最中に「注視すべき機能」に位置づけることは極力控えるべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)で示したとおり、パケット着信機能及び端末情報提供機能については、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。</p> <p>■ 二種指定ガイドラインにおけるアンバンドルの仕組みは、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図るものであり、この観点から、「アンバンドルすることが望ましい機能」の判断基準を満たすと考えられる機能であっても、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとしたものである。</p>
意見3 「注視すべき機能」に位置づける場合には、オープンな場でその妥当性、適正性を検討すべき。	考え方3
<p>■ 加えて、「注視すべき機能」と位置づけることは、アンバンドルにつながる可能性があることから、MNOへの規制強化の一環として捉えられる以上、意見募集を実施するだけでなく、第二種指定電気通信設備の対象を検討する場合と同様、もしくはそれに準じるオープンな場でその妥当性、適正性を検討すべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ パケット着信機能及び端末情報提供機能を「注視すべき機能」に位置付けるに当たっては、本意見募集のほか、競争セーフガード制度を活用することにより、手続の公正性・透明性の確保に努めている。</p>
意見4 「パケット着信機能」及び「IMEI通知機能(端末情報提供機能)」を「注視すべき機能」については「アンバンドルすべき機能」に位置づけることは、二種指定事業者に対する過剰な規制となるため不適當。	考え方4

<p>■ <パケット着信機能、IMEI機能の注視すべき機能への追加について></p> <p>移動体事業者網との接続条件等については、事業者間の合意形成を尊重する必要があると考えます。</p> <p>「パケット着信機能」及び「IMEI通知機能(端末情報提供機能)」についても、移動体事業者は、接続事業者から事業者間協議において具体的な要望を受けた後、技術的・経済的な側面からその実現可能性、対応の可否等を検討することとなります。</p> <p>移動体事業者側に要求される条件や、その必要性等が不明確なまま、当該機能を「注視すべき機能」ひいては「アンバンドルすべき機能」に位置づけることは、二種指定事業者に対する過剰な規制となるため不適當であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方2に同じ。</p>
--	-------------------

5 事業者間協議における留意事項

意見	考え方
<p>意見5 接続事業者が要望する機能の提供形態を実現するための新たな開発に係る費用については、その全額を接続事業者が負担すべきものであることを明確にすべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ なお、「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010年度)」における当社の再意見でも申し述べたように、そもそもアンバンドルとは、網の基本機能として接続料で回収しているものを個別に切り出して提供するものであり、例えば、レイヤ2接続におけるパケット着信機能、IMEI 通知機能のように、当社の網の基本機能として備わっていない機能の提供は、アンバンドルではなく、新たな開発要望と位置付けられるべきものと理解しております</p> <p>「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においては、「接続に必要なシステム開発等の費用については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべき」とありますが、上記のような接続事業者が要望する機能の提供形態を実現するための新たな開発に係る費用については、その全</p>	<p>■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、接続に必要なシステム開発等の費用については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、具体的な応分負担の方法については、事業者間で個別に協議することが適當である。</p>

額を接続事業者が負担すべきものであることを明確にしてください。
(NTTドコモ)